

母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について

平成13年8月2日 雇児発第508号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

近年、母子生活支援施設における夫等からの暴力や児童虐待による入所者が増加しており、その問題も深刻化している。

母子生活支援施設に入所している夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対してはカウンセリングや遊戯療法等を行うことにより、これら母子の心のケアを図ることが効果的である。

このため、母子生活支援施設におけるこれらの母子に対する適切な処遇体制を確保するため、次のとおり定め、平成13年10月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

第1 趣 旨

夫等からの暴力及び虐待等により心的外傷を受けた母子に対して、その治療としてカウンセリングや遊戯療法等の心理療法により母子の心の傷を癒し、母子の自立を支援することを目的とする。

第2 対象施設等

1 夫等の暴力を受けた母子及び被虐待児等に心理療法を行う職員を配置する母子生活支援施設は、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するもの（以下「指定施設」という。）とする。

(1) 夫等の暴力、虐待等の理由により心理療法が必要と福祉事務局長が認めた母及び児童が合計10名

以上いること。

なお、福祉事務局長にあつては、母子生活支援施設が母子保護の実施を必要とする母からの申請により入所するものであり、心理療法の実施にあつても、母親の意志を確認するものとし、児童についても、必要に応じ児童相談所等に相談し、心理療法を受けることを勧奨するなど配慮すること。

(2) 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。

2 指定にあつては、別紙様式1により、毎年4月15日までに予め当省に協議し、その承認を得るものとする。その際、前年度の実施結果について別紙様式2により報告すること。

ただし、平成13年度については、8月16日までに協議を行うこと。

第3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

第4 運営の基準

1 指定施設の施設長は、心理療法の実施については、母子の自立支援計画の中に明確に位置付け、

それに基づき、心理療法等を行うものとする。

- 2 指定施設の施設長は、当該母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努めること。なお、心理療法の実施については、嘱託医等の意見を聞くことが望ましい。
- 3 対象となる母子に心理療法を実施するため、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める母子指導員、少年指導員の定数のほか、心理療法を担当する職員（非常勤職員で可）を配置するものとする。
- 4 事業は、年間を通しておおむね週5日程度実施するものとする。
なお、母親の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。
- 5 児童の心理療法実施にあたっては、児童相談所との連携に努めること。
- 6 必要に応じ、施設退所後の訪問指導等にも配慮すること。

第5 心理療法を担当する職員の業務内容

- 1 心理療法
- 2 生活場面面接
- 3 母子生活支援施設職員等への助言及び指導
- 4 処遇検討会議への出席
- 5 その他

第6 経費

この実施のための経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生事務次官通知）によるものとする。